

修正後

<総合評価様式集 1 (word) 提出書類一覧表及び記入要領>

提出書類一覧表 及び 記入要領

【提出書類一覧表】

提出書類	様式 番号	提出 部数	書式 サイズ	ファイル 形式	枚数 制限
------	----------	----------	-----------	------------	----------

(中略)

イ 空調設備の整備に関する提案書					
表紙	8-1	12部	A4	Word	1枚
設備整備提案書 1：設計及び施工業務の実施体制及びスケジュールの妥当性	8-2	12部	A4	Word	3枚
設計・施工スケジュール表	8-3	12部	A3	Word	適宜
設備整備提案書 2：空調設備の特徴	8-4	12部	A4	Word	適宜

(中略)

オ 空調設備計画書					
表紙	11-1	12部	A3	Word	1枚
空調設備導入による各対象校の設備の改修及び消費エネルギー料金算出に係る考え方	11-2	12部	A4	Word	適宜
エネルギー量総括表	11-3	12部	A3	Excel	適宜
学校別空調機器表	11-4	12部	A3	Excel	適宜
学校別光熱水費算定表	11-5	12部	A3	Excel	適宜

修正前

<総合評価様式集 1 (word) 提出書類一覧表及び記入要領>

提出書類一覧表 及び 記入要領

【提出書類一覧表】

提出書類	様式 番号	提出 部数	書式 サイズ	ファイル 形式	枚数 制限
------	----------	----------	-----------	------------	----------

(中略)

イ 空調設備の整備に関する提案書					
表紙	8-1	12部	A4	Word	1枚
設備整備提案書 1：設計及び施工業務の実施体制及びスケジュールの妥当性	8-2	12部	A4	Word	3枚
設計・施工スケジュール表	8-3	12部	A3	Word	適宜
設備整備提案書 2：空調設備の特徴	8-4	12部	A4	Word	2枚

(中略)

オ 空調設備計画書					
表紙	11-1	12部	A3	Word	1枚
空調設備導入による各対象校の設備の改修及び消費エネルギー料金算出に係る考え方	11-2	12部	A4	Word	適宜
エネルギー量総括表	11-3	12部	A3	Excel	適宜
学校別空調機器表	11-4	12部	A3	Excel	1枚/校
学校別光熱水費算定表	11-5	12部	A3	Excel	1枚/校

修正後

<総合評価様式集 1 (word) 提出書類一覧表及び記入要領>

カ 詳細提案校計画書 (3校分: サダ中学校、第三中学校、小倉小学校)
 なお、様式 12-2 から 12-8 までは任意様式とする。

表紙	12-1	12 部	A3	Word	1 枚/校
事業実施にあたっての基本方針	12-2	12 部	A3	Word	1 枚/校
屋外設備図	12-3	12 部	A3	PDF	適宜
平面図	12-4	12 部	A3	PDF	適宜
立面図	12-5	12 部	A3	PDF	適宜
設備計画図	12-6	12 部	A3	PDF	適宜
熱負荷計算書	12-7	12 部	A3	Excel	適宜
敷地ガス管改修図	12-8	12 部	A3	Excel	適宜
空調設備導入による各対象校の電気設備の改修及び消費電力算出に係る考え方(再掲)	(11-2)	12 部	A4	Word	適宜
学校別空調機器表(該当校分再掲)	(11-4)	12 部	A3	Excel	適宜
学校別光熱水費算定表(該当校分再掲)	(11-5)	12 部	A3	Excel	適宜

<総合評価様式集 1 (word) 様式 8-4>

(様式 8-4)

設備整備提案書 2 : 空調設備の特徴

- 1 落札者決定基準に記載した審査項目の「6 空調設備の特徴」について、提案事項を簡潔にまとめ、記載すること。(A4 版、枚数は適宜)
- 2 (中略)

修正前

<総合評価様式集 1 (word) 提出書類一覧表及び記入要領>

カ 詳細提案校計画書 (3校分: サダ中学校、第三中学校、小倉小学校)
 なお、様式 12-2 から 12-8 までは任意様式とする。

表紙	12-1	12 部	A3	Word	1 枚/校
事業実施にあたっての基本方針	12-2	12 部	A3	Word	1 枚/校
屋外設備図	12-3	12 部	A3	PDF	適宜
平面図	12-4	12 部	A3	PDF	適宜
立面図	12-5	12 部	A3	PDF	適宜
設備計画図	12-6	12 部	A3	PDF	適宜
熱負荷計算書	12-7	12 部	A3	Excel	適宜
敷地ガス管改修図	12-8	12 部	A3	Excel	適宜
空調設備導入による各対象校の電気設備の改修及び消費電力算出に係る考え方(再掲)	(11-2)	12 部	A4	Word	適宜
学校別空調機器表(該当校分再掲)	(11-4)	12 部	A3	Excel	1 枚/校
学校別光熱水費算定表(該当校分再掲)	(11-5)	12 部	A3	Excel	1 枚/校

<総合評価様式集 1 (word) 様式 8-4>

(様式 8-4)

設備整備提案書 2 : 空調設備の特徴

- 1 落札者決定基準に記載した審査項目の「6 空調設備の特徴」について、提案事項を簡潔にまとめ、記載すること。(A4 版 2 枚以内)
- 2 (中略)

修正後	修正前
<p data-bbox="136 164 719 193"><提出様式【メール】低入施工 留意事項></p> <p data-bbox="360 201 719 229">低入札価格調査書類について</p> <p data-bbox="107 237 1099 301">○調査基準価格を下回る価格で入札した者で、低入札1次調査後に落札候補者として</p> <p data-bbox="107 309 1070 373">契約課から連絡を受けた場合は、開札日の翌開庁日の午後5時までに 低入札価格調査書類をデータでメール送信する方法により提出してください。</p> <p data-bbox="125 381 371 410">(押印は不要です。)</p> <p data-bbox="125 418 875 446">期限までに提出されない場合は、落札候補を取り消します。</p> <p data-bbox="125 454 203 483">(中略)</p> <p data-bbox="136 564 416 593"><事業契約書(案)></p> <p data-bbox="125 601 203 630">(中略)</p> <p data-bbox="125 638 719 667">第58条の6 (契約が解除された場合等の違約金)</p> <p data-bbox="107 675 1099 815">1 第58条の規定により本事業契約が解除されたとき、又は事業者がその債務の履行を拒否し、若しくは、事業者の責に帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったときは、事業者は、次の各号の場合に応じて各号記載の額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p data-bbox="107 858 1099 962">(1) 代表企業から市に対する空調設備の引渡しの前 別紙8に定める設計業務、施工業務及び工事監理業務に関する対価の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10分の1に相当する額</p> <p data-bbox="107 970 1099 1074">(2) 代表企業から市に対する空調設備の引渡しの後 空調設備の1年分の維持管理業務に係る対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する額</p> <p data-bbox="125 1114 203 1142">(中略)</p> <p data-bbox="107 1150 275 1179">第2節 その他</p> <p data-bbox="107 1187 427 1216">第76条 (関連工事の調整)</p> <p data-bbox="107 1224 1099 1364">市は、施工企業の施工する工事及び市の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、構成企業は、市の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p>	<p data-bbox="1173 164 1733 193"><提出様式【持参】低入施工 留意事項></p> <p data-bbox="1397 201 1756 229">低入札価格調査書類について</p> <p data-bbox="1146 237 2107 301">○調査基準価格を下回る価格で入札した者で、低入札1次調査後に落札候補者として</p> <p data-bbox="1146 309 1998 373">契約課から連絡を受けた場合は、開札日の翌開庁日の午後5時までに 契約課の窓口提出してください。</p> <p data-bbox="1173 418 1912 446">期限までに提出されない場合は、落札候補を取り消します。</p> <p data-bbox="1173 454 1252 483">(中略)</p> <p data-bbox="1173 564 1453 593"><事業契約書(案)></p> <p data-bbox="1162 601 1240 630">(中略)</p> <p data-bbox="1146 638 1740 667">第58条の6 (契約が解除された場合等の違約金)</p> <p data-bbox="1146 675 2123 847">1 第58条の規定により本事業契約が解除されたとき、又は事業者がその債務の履行を拒否し、若しくは、事業者の責に帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったときは、事業者は、次の各号の場合に応じて各号記載の額の10分の3に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p data-bbox="1146 858 2123 962">(1) 代表企業から市に対する空調設備の引渡しの前 別紙8に定める設計業務、施工業務及び工事監理業務に関する対価の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額</p> <p data-bbox="1146 970 2123 1074">(2) 代表企業から市に対する空調設備の引渡しの後 空調設備の1年分の維持管理業務に係る対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額</p> <p data-bbox="1173 1114 1252 1142">(中略)</p> <p data-bbox="1146 1150 1314 1179">第2節 その他</p> <p data-bbox="1146 1187 1467 1216">第76条 (関連工事の調整)</p> <p data-bbox="1146 1224 2123 1364">市は、施工企業の施工する工事及び市の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、施工企業は、市の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p>